

# 職務発明取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、株式会社横山セイミツ(以下会社という)における役員及び従業員(以下従業員等という)に発明を奨励すると同時に、発明者の権利を保障し、その権利の管理および運用をもって建設的かつ継続性を有する基盤を構築することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、職務発明とは会社の業務範囲に属し、その発明をするに至った行為が会社における当該従業員等の現在または過去の職務に属する発明であつてなおかつ会社が認定したものをいい、また発明した従業員等を発明者という。

## (権利の帰属)

第3条 職務発明については、その発明が完成した時に、会社が特許を受ける権利を取得する。

## (職務発明審査会の設置)

第4条 この規程を実施するために代表取締役を会長とする職務発明審査会を設置する。

2 会長は、委員を任命し会務を総理する。

第5条 発明審査会は発明にかかる活動に際し、適時速やかに開会するものとする。

## (発明の届出)

第6条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業員等は、速やかに会社に届出を行わなければならない。

2 発明が二人以上の共同で行われた場合は、連名とし発明貢献率を記入するものとする。

3 先行発明調査は、原則として発明者自身が行うものとするが、審査会上長の承認を得て外部調査依頼を行うことが出来る。

## (職務発明の認定および出願)

第7条 会社は、発明の届出があった場合、当該届出の発明を職務発明であるか否かの認定をするものとする。

## (特許を受ける権利の処分)

第8条 発明者は、前条で職務発明でないと認定された後でなければ、発明者自ら出願をし、権利を得るまたは第三者に譲渡してはならない。

(対価の支払い)

第9条 会社は、職務発明にもとづく特許権の実施、または処分により収益を得たときは、当該権利にかかる発明者に対して期間総売上から投資額を控除し貢献率を乗じて算出した相当の利益を支払うものとする。ただし、貢献率は合計 3%を上限とし発明審査会で決定する。なお、期間総売上の対象期間は以下の定めとする。

(一)初回は、発売開始から累積利益を生じた会計年度末とする。

(二)次回以降は、各会計期間の年度末とする。

(共同発明者に対する相当の利益)

第10条 当該相当の利益を受け取る権利を有する発明者が 2 名以上あるときは、それぞれの寄与率に応じて案分するものとする。

(転職または死亡した時の補償)

第11条 第 9 条および第 10 条の相当の利益を受ける権利は、当該権利にかかる発明者が転職または退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその法定相続人が承継することができる。

3 前項の権利を有する発明者の連絡先が不明になった場合は、相当の利益の支払いを中止することができる。

(守秘義務)

第12条 発明者および職務発明審査会関係者は、発明内容その他会社の利害に関する事項について、公知になるまでは守秘義務を負うものとする。

(職務発明でない発明)

第13条 会社は、職務発明でないと認定した発明について発明者から特許を受ける権利または権利の譲渡を申出があったときは、当該発明について当該権利を会社が継承するかの決定をしなければならない。

第14条 発明者は、職務発明でないと認定された発明について、特許を受ける権利、または特許権を第三者に譲渡しようとするときは、会社と事前に協議するものとする。

(実用新案、意匠、商標への準用)

第15条 この規程は、従業員のした考案または意匠の創作であり、その性質上会社の業務範囲に属し、かつ従業員等がこれをするに至った行為が当該従業員等の会社における現在または過去の職務範囲に属するものに準用する。

(適用)

第16条 この規程は、2016 年 4 月 1 日以降に完成した発明に適用する。